

令和4年度 熱海市横断歩道橋及び大型カルバート定期点検業務委託

特記仕様書

(適用)

第1条 本特記仕様書は、熱海市（以下「委託者」という。）が発注する「令和4年度 熱海市横断歩道橋及び大型カルバート定期点検業務委託」（以下「本業務」という。）に適用する。

本業務は、委託者が管理する横断歩道橋及び大型カルバートの詳細点検（以下「点検」という）を行うものであり、本特記仕様書は「業務委託共通仕様書 令和4年度版 静岡県交通基盤部」（以下、「共通仕様書」という）を補完するものである。

(業務目的)

第2条 本業務は、国土交通省道路局の「歩道橋定期点検要領 平成31年3月 国土交通省道路局 国道・防災課」（以下「歩道橋点検要領」）及び、「シェッド、大型カルバート等定期点検要領 平成31年3月 国土交通省道路局 国道・防災課」（以下「大型カルバート点検要領」）に基づき、委託者が管理する横断歩道橋及び大型カルバートについて点検を行い、損傷及び変状を早期に発見し、安全かつ円滑な交通を確保するとともに、沿道や第三者への被害の防止を図るための橋梁に関わる効率的な維持管理に必要な基礎資料を得ることを目的とする。

(業務範囲)

第3条 本業務の業務対象範囲は、以下のとおりとする。

- (1) 市道東海岸通り線サンビーチ横断歩道橋
- (2) 市道中部横断道路線無名カルバート

(適用基準等)

第4条 本業務の実施に当たっては、本特記仕様書によるほか、次の各号に示す基準等に準拠して実施するものとする。

- (1) 業務委託共通仕様書 令和3年度版 静岡県交通基盤部
- (2) 歩道橋定期点検要領 平成31年3月 国土交通省道路局 国道・防災課
- (3) シェッド、大型カルバート等定期点検要領
平成31年3月 国土交通省道路局 国道・防災課
- (4) 新技術利用のガイドライン（案） 平成31年2月 国土交通省
- (5) 点検支援技術 性能カタログ 令和3年10月 国土交通省
- (6) その他 関連基準

(業務内容)

第5条 本業務の業務内容は、次の各号に示すとおりとする。なお、項目に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

I 横断歩道橋点検

1 計画・準備

(1) 業務計画書作成

共通仕様書第1110条に基づき、業務計画書を作成し監督員に提出する。なお、共通仕様書第1110条に定める事項に加え、安全管理計画についても記載する。また、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ、変更業務計画書を提出するものとする。

(2) 資料収集

業務目的を把握した上で、点検に必要な既存資料を収集整理する。

(3) 現地踏査

点検に先立って、現地踏査を行い、横断歩道橋の変状(劣化・損傷等)程度を把握するほか、点検に伴う交通規制の要否、近接方法等(仮設備や建設機械)について、概況を調査し記録する。

(4) 点検実施計画書作成

現地踏査終了後、速やかに点検実施計画書を作成し、監督員に提出する。なお、点検実施計画書に記載する事項は次のとおりとする。

- 1) 業務内容
- 2) 点検対象位置図
- 3) 業務実施方針(点検方法)
- 4) 実施体制
- 5) 実施工程表
- 6) 仮設備計画
- 7) 使用建設機械
- 8) 安全管理計画(交通規制含む)
- 9) 環境対策
- 10) 連絡体制(緊急時含む)
- 11) その他監督員が必要と認めたもの

(5) 関係機関協議資料作成

点検に必要な関係機関との諸手続きを行うほか、必要な資料の収集、説明用・協議用資料の作成を行う。

2 定期点検

(1) 近接目視

点検は、全ての部材に対してその状況を把握することが必要であり、原則として全ての部材に手で触れられるまで近接して部材の状態を評価する。必要に応じ

て触診や打音検査を含む非破壊検査等を併用して行う。

また、点検は、梯子、点検車、足場等を利用して部材に近接するものとするが、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法を、監督員との協議により採用してよい。

なお、直ちに対策が必要と判断される損傷を発見した場合には、速やかに監督員に連絡する。添加物件に損傷を発見した場合も監督員に連絡する。

(2) 損傷程度の評価・損傷状況の記録

損傷程度の評価は、損点検要領に基づき、要素毎、損傷種類毎に行う。また、作成する損傷図は、補修工法を検討する際に、補修数量が把握できる内容とすること。

(3) 健全性の診断

部材単位毎及び横断歩道橋毎に健全性の診断（Ⅰ～Ⅳの判定）を行う。

(4) 第三者被害予防措置（打音検査）

横断歩道橋において、点検時にうき・はく離が確認された場合は、監督員との協議のうえ、必要範囲について打音検査、応急措置、防錆処理、現地での記録を行い、これに伴う点検結果は損傷図に追記する。

(5) 点検記録様式の作成

歩道橋定期点検要領で定められている様式（その1）点検表記録様式および様式（その2）状況写真（損傷状況）について作成する。

3 報告書作成

点検結果は、点検要領で定められた様式（電子データ）に必要な事項を記入する。また、各々の点検結果を一覧表に取りまとめ、帳票類をまとめて報告書を作成する。なお、点検調書の点検責任者の欄には、健全性の診断（Ⅰ～Ⅳ）まで行った点検員の氏名を記入すること。

次回点検の参考とするため、横断歩道橋の交通規制の有無、点検の所要時間、使用した仮設備と建設機械の情報を様式に記載すること。点検に仮設備と建設機械を使用した場合は、使用状況が確認できるように点検の様子を撮影して報告書に収めること。

Ⅱ 大型カルバート点検

1 計画・準備

(1) 業務計画書作成

共通仕様書第1110条に基づき、業務計画書を作成し監督員に提出する。なお、共通仕様書第1110条に定める事項に加え、安全管理計画についても記載する。また、現地踏査の結果等により、内容に変更が生じた場合は、監督員と協議のうえ必要に応じ、変更業務計画書を提出するものとする。

(2) 資料収集

業務目的を把握した上で、道路台帳や建設時の図面等、点検に必要となる既存資料を収集整理する。

(3) 現地踏査

点検に先立って、現地踏査を行い、大型カルバートの変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、点検に伴う交通規制の要否、近接方法等（仮設備や建設機械）について、概況を調査し記録する。

(4) 点検実施計画書作成

現地踏査終了後、速やかに点検実施計画書を作成し、監督員に提出する。なお、点検実施計画書に記載する事項は次のとおりとする。

1) 業務内容

- 2) 点検対象位置図
- 3) 業務実施方針（点検方法）
- 4) 実施体制
- 5) 実施工程表
- 6) 仮設備計画
- 7) 使用建設機械
- 8) 安全管理計画（交通規制含む）
- 9) 環境対策
- 10) 連絡体制（緊急時含む）
- 11) その他監督員が必要と認めたもの

(5) 関係機関協議資料作成

点検に必要な関係機関との諸手続きを行うほか、必要な資料の収集、説明用・協議用資料の作成を行う。

2 定期点検

(1) 近接目視

点検は、全ての部材に対してその状況を把握することが必要であり、原則として全ての部材に手で触れられるまで近接して部材の状態を評価する。必要に応じて触診や打音検査を含む非破壊検査等を併用して行う。

また、点検は、梯子、点検車、足場等を利用して部材に近接するものとするが、近接目視が物理的に困難な場合は、技術者が近接目視によって行う評価と同等の評価が行える方法を、監督員との協議により採用してよい。

なお、直ちに対策が必要と判断される損傷を発見した場合には、速やかに監督員に連絡する。添加物件に損傷を発見した場合も監督員に連絡する。

(2) 損傷の評価・損傷状況の記録

損傷程度の評価は、損点検要領に基づき、要素毎、損傷種類毎に行う。また、作成する損傷図は、補修工法を検討する際に、補修数量が把握できる内容とすること。

(3) 健全性の診断

部材単位毎及び横断歩道橋毎に健全性の診断（Ⅰ～Ⅳの判定）を行う。

(4) 第三者被害予防措置（打音検査）

大型カルバートにおいて、点検時にうき・はく離が確認された場合は、監督員との協議のうえ、必要範囲について打音検査、応急措置、防錆処理、現地での記録を行い、これに伴う点検結果は損傷図に追記する。

(5) 点検記録様式の作成

大型カルバートの定期点検要領で定められている様式（その1）点検表記録様式および様式（その2）状況写真（損傷状況）について作成する。

3 報告書作成

点検結果は、点検要領で定められた様式（電子データ）に必要事項を記入する。また、各々の点検結果を一覧表に取りまとめ、帳票類をまとめて報告書を作成する。なお、点検調書の点検責任者の欄には、健全性の診断（Ⅰ～Ⅳ）まで行った点検員の氏名を記入すること。

次回点検の参考とするため、横断歩道橋の交通規制の有無、点検の所要時間、使用した仮設備と建設機械の情報を様式に記載すること。点検に仮設備と建設機械を使用した場合は、使用状況が確認できるように点検の様子を撮影して報告書に収めること。

（主任技術者の配置及び資格）

第6条 本業務では、共通仕様書で規定する主任技術者を配置しなければならない。なお、本業務の主任技術者については、以下のいずれかの資格を有することとする。

ア 技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート、又は、建設-道路）

イ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

ウ R C C M（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

エ 土木学会認定技術者（特別上級：鋼・コンクリート、又は、メンテナンス）

オ 土木学会認定技術者（上級：鋼・コンクリート、メンテナンス、又は、橋梁）

カ 土木学会認定技術者（1級：鋼・コンクリート、メンテナンス、又は、橋梁）

なお、主任技術者は、第7条に該当する資格を有する場合、担当技術者を兼務できる。

（担当技術者の配置及び資格）

第7条 点検は以下に示す①～⑫のいずれかの資格を有する者が行い、点検から診断までを行うこと。

① 技術士（総合技術監理部門：建設-鋼構造及びコンクリート、又は、建設-道路）

② 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

③ R C C M（鋼構造及びコンクリート、又は、道路）

- ④ 土木学会認定技術者（特別上級：鋼・コンクリート、又は、メンテナンス）
- ⑤ 土木学会認定技術者（上級：鋼・コンクリート、メンテナンス、又は、橋梁）
- ⑥ 土木学会認定技術者（1級：鋼・コンクリート、メンテナンス、又は、橋梁）
- ⑦ 道守コース
- ⑧ 特定道守（鋼構造）コース※
- ⑨ 特定道守（コンクリート構造）コース※
- ⑩ 土木鋼構造診断士※
- ⑪ コンクリート診断士※
- ⑫ コンクリート構造診断士※

※⑧～⑫は、該当する構造物のみ点検・診断を行うことができる。点検対象として、鋼橋とコンクリート橋の両方が混在する場合は、双方の資格を有していなければならない。ただし、同一者に限らない。

上記以外の資格が国土交通省登録技術者資格として認められた場合は対象とする。複数の点検対象がある場合には、複数の担当技術者を配置しても良い。

上記資格を有しない者は点検補助員とする。

（安全管理）

第8条 委託者は、点検作業中において交通状況に即した適切な保安施設等を設けるなどして、安全管理に努めるものとする。

（打合せ協議）

第9条 打合せ協議は、3回（中間1回）以上とし、初回と成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。また、他機関との協議が必要な場合には、必要に応じて立ち会うものとする。

（資料の提供）

第10条 本業務に必要な資料は、委託者より受託者へ提供または貸与する。

（成果品）

第11条 成果品は、次に示すとおりとする。提出先は熱海市都市整備部建設課とする。

- | | |
|----------------------|----|
| （1）報告書（A4版、パイプ式ファイル） | 2部 |
| （2）電子データ（CD-R） | 1式 |
| （3）その他、委託者が必要とするもの | 1式 |

（疑義）

第12条 本業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、委託者、委託者双方の協議により定めるものとする。